

平成 19 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長井 幸夫
(コード番号 2533 東証・大証・名証第一部、札幌)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
高橋 孝通(TEL 03-3575-2777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 100 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 会社法に関する規定の変更

平成 18 年 5 月 1 日施行の「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)及び「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)並びに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)に伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- ① 当社に設置する機関を定めるため、規定を新設するものであります(変更案第 4 条)。
- ② 株券を発行する旨を定めるため、規定を新設するものであります(変更案第 7 条)。
- ③ 単元未満株式について、行使することができる権利に係る規定を新設するものであります(変更案第 11 条)。
- ④ 株主総会参考書類等の一部につき、インターネットによる開示をもって、株主の皆様へに提供したものとみなすことを可能とし、株主の皆様への情報提供方法の多様化を図るため、規定を新設するものであります(変更案第 17 条)。
- ⑤ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるため、規定を新設するものであります(変更案第 19 条)。
- ⑥ 必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行えるようにするため、規定を新設するものであります(変更案第 25 条)。
- ⑦ 上記のほか、会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 事業目的の変更

当社グループの事業領域を踏まえ、事業目的の一部を削除するものであります。また、関連法令の変更等に伴い、一部字句の変更を行うものであります。

(3) 発行可能株式総数に関する規定の変更

当社の発行済株式数に潜在株式数を加えますと、現行定款第 5 条に規定する発行可能株式総数 1 億 4,000 万株の約 54%に達します。そのため、新株発行等による機動的な資金調達を可能とするとともに、今回の定時株主総会における第 8 号議案(当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入の件)に基づく新株予約権の発行に備えて、発行可能株式総数を 2 億株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、オエノンホールディングス株式会社と称し、英文ではOenon Holdings, Inc. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理</p> <p>(1) 〃 (記載省略)</p> <p>(9)</p> <p>(10) <u>スポーツ施設の経営</u></p> <p>(11) 〃 (記載省略)</p> <p>(14)</p> <p>(15) <u>貨物運送取扱業</u></p> <p>(16) <u>損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業</u></p> <p>(17) 以上に関連附帯する一切の事業</p> <p>2 〃 (記載省略)</p> <p>5</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>(1) 〃 (現行どおり)</p> <p>(9) (削 除)</p> <p>(10) 〃 (現行どおり)</p> <p>(13)</p> <p>(14) <u>貨物利用運送事業</u></p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>2 〃 (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1 取締役会</u></p> <p><u>2 監査役</u></p> <p><u>3 監査役会</u></p> <p><u>4 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>1億4,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>(株券の種類) 第8条 当社の株券の種類については、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行) 第9条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、取締役会の定める株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>2. 当社は、前項の規定に係わらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、取締役会の定める株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>(株券の種類) 第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第11条 当社は、各営業年度末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使しうる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要あるときは、<u>予め公告して、一定の日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使しうる株主又は質権者とする。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める単元未満株式の買増し請求をする権利</u> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第12条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡す数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人及び株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>4. <u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理、株券の喪失登録の手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人及び株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>4. <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要に応じて招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>当社の株主総会は、本店の所在地又は東京都区内において開催する。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項に係わらず、<u>商法第343条の規定によるべき株主総会決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<u>ただし、株主又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 前項に係わらず、<u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役は、<u>取締役会を組織する。</u> 2. <u>取締役会の招集通知は、会日より5日前までに、各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u> 2. 代表取締役は、各自当会社を代表する。 (新 設)</p>	<p>(選任方法) 第21条 (現行どおり) 2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. (現行どおり) 3. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日より5日前までに、各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p><u>(報酬)</u></p> <p>第24条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもつて定める。</u></p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会及び役付取締役に關する事項については、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p><u>(相談役、顧問)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、取締役会の決議をもつて相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(相談役、顧問)</u></p> <p>第28条 <u>当社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>
<p><u>(員数)</u></p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</u></p>	<p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(監査役会) 第30条 <u>監査役は、監査役会を組織する。</u> 2. <u>監査役会の招集通知は、会日より5日前までに、各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役は、<u>互選をもって常勤監査役を定める。</u></p> <p>(報酬) 第32条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u> (新 設)</p> <p>(監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規則による。 (新 設)</p>	<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。 (削 除)</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日より5日前までに、各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算) 第34条 当社の<u>営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(株主配当金) 第35条 <u>株主配当金は、各営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>2. <u>前項の配当金は、支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>3. <u>株主配当金については、利息をつけない。</u></p> <p>(実施日) 附 則 <u>定款第10条、第11条第1項及び第12条第3項、第4項の規定は、平成16年4月1日より効力を有するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の<u>事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等) 第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>3. <u>前項の金銭については、利息をつけないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以 上